

件 名

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

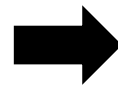
提案理由

男性職員の育児参加のための休暇の対象期間を変更するため、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

- 1 現行の規則の内容
学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるもの
- 2 改正の内容
男性職員の育児参加のための休暇の対象期間の拡大

現 行
出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合には14週間）前から <u>出産の日</u> 後8週間を経過する日まで



改 正 案
出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合には14週間）前から <u>出産の日</u> 以後1年を経過する日まで

3 施行期日

令和4年10月1日

改正案	現 行
<p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則</p> <p>第一条～第十一条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第十二条 条例第十五条の県教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一～十九 (略)</p> <p>二十 学校職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する学校職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における五日の範囲内においてその都度必要と認められる期間</p> <p>二十一～二十五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第十三条～第二十四条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則</p> <p>第一条～第十一条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第十二条 条例第十五条の県教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一～十九 (略)</p> <p>二十 学校職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する学校職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における五日の範囲内においてその都度必要と認められる期間</p> <p>二十一～二十五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第十三条～第二十四条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二十号中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。